平成26年度　第1回 金沢市介護保険運営協議会	資料４
平成26年8月6日	

指定居宅介護支援等の指定基準の市独自基準について

平成26年　7月

金沢市介護保険運営協議会
介護サービス向上専門部会

地方分権一括法に伴う基準条例制定の経緯

○　第３次一括法の成立（平成２５年６月）により、地域包括支援センターが実施する**包括的支援事業**及び**介護予防支援（要支援認定者のケアプラン作成等）**に関する基準を**市町村の条例で定める**こととされた。
○　同様に、**居宅介護支援（要介護認定者のケアプラン作成等）**に関する基準は都道府県・政令指定都市・**中核市の条例で定める**こととされている。

平成23年度　平成24年度　平成２５年度　平成26年度

第１次一括法

施行（自治体で条例制定）

介護保険サービス※に関する基準を地方自治体の条例に委ねる。

委任先は、指定・指導権限に併せて
- 居宅（介護予防）サービス、施設サービスは都道府県、政令指定都市、**中核市**
- 地域密着型（介護予防）サービスは**市町村**とされた。

※ 居宅介護支援、介護予防支援は除く。

第２次一括法

施行

政令指定都市・中核市にある介護保険サービス事業所・施設の指定・監督権限を、都道府県から政令指定都市・**中核市**に委譲する。

居宅サービス等の基準条例制定

第３次一括法

施行（自治体で条例制定）

居宅介護支援、介護予防支援に関する基準を地方自治体の条例に委ねる。

委任先は、指定・指導権限に併せて
- 居宅介護支援は都道府県、政令指定都市、**中核市**
- 介護予防支援は**市町村**とされた。

また、併せて包括的支援事業に関する基準も**市町村**の条例に委ねる。

【経過措置】
施行の日（平成26年４月１日）から１年を超えない期間内においては、地方自治体の条例が制定施行されるまでの間は、省令によることができる。

条例制定にあたっての国基準の分類

○ 国が定めていたこれまでの基準は、省令により**「従うべき基準」**、**「標準」**、**「参酌すべき基準」**の三種類に区分され、都道府県、**中核市**などは**この分類に従い、個別の基準を条例に定める**。
（今回の条例制定では**「標準」の基準はない**。）

区 分	従うべき基準	標 準	参酌すべき基準
法的効果	必ず適合しなければならない基準	通常よるべき基準	十分参照しなければならない基準
条例で異なるものを定めることの許容の程度	法令の基準と異なる内容を定めることは許容されないが、当該基準に従う範囲内で、地域の実情に応じた内容を定めることは許容	法令の「標準」を通常よるべき基準としつつ、合理的な理由の範囲内で地域の実情に応じて異なる内容を定めることは許容	法令の基準を十分参照した結果としてであれば、地域の実情に応じて異なる内容を定めることは許容
異なるものを定めた場合	法令の基準の範囲を超える場合は違法	合理的な理由がない場合は違法	「参酌する行為」を行わなかった場合は違法
	国基準どおり	**基準の該当なし**	**独自基準案を検討**

条例制定の際の基準

１．指定居宅介護支援事業所の有する介護支援専門員の員数、居宅介護支援の事業の運営に関する基準を都道府県（指定都市・中核市）が条例で定める際の基準

※基準該当サービスも条例委任の対象

① 厚生労働省令で定める基準に**従う**こととされているもの

ア　居宅介護支援に従事する従業者に係る基準及び員数
- 従業者及びその員数
- 管理者

イ　居宅介護支援の事業の運営に関する事項であって、利用する要介護者のサービスの適切な利用、適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持等に密接に関連するもの
- 内容及び手続きの説明及び同意
- サービス提供拒否の禁止
- 秘密保持等
- 事故発生の防止及び発生時の対応等

② 厚生労働省令で定める基準を**参酌する**こととされているもの
①以外のその他の運営に関する基準

２．指定介護予防支援事業所の有する従業者の員数、介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準、事業の運営に関する基準を市町村が条例で定める際の基準

※基準該当サービスも条例委任の対象

① 厚生労働省令で定める基準に**従う**こととされているもの

ア　介護予防支援に従事する従業者に係る基準及び員数

・従業者及びその員数

・管理者

イ　介護予防支援の事業の運営に関する事項であって、利用する要支援者のサービスの適切な利用、適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持等に密接に関連するもの

・内容及び手続きの説明及び同意

・サービス提供拒否の禁止

・秘密保持等

・事故発生の防止及び発生時の対応等

② 厚生労働省令で定める基準を**参酌する**こととされているもの

①以外の介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準及び介護予防支援の事業の運営に関する基準

３．地域包括支援センターが包括的支援業務を実施するために必要なものとして市町村が条例で定める際の基準

① 厚生労働省令で定める基準に**従う**こととされているもの

職員に係る基準及び員数（職員の員数及び人員配置基準）

② 厚生労働省令で定める基準を**参酌する**こととされているもの

①以外の事項

基準条例制定に関する基本的な考え方

全国一律での運用との整合性の確保

- サービス種別や報酬等、制度の根幹を成す基本的な枠組みは、全国一律の統一的な基準により運用されており、また、サービスの質を担保するための詳細な基準を定めた国の人員等基準に基づき、多くの事業者が適切な運営を行っていることを踏まえ、地域ごとに基準が異なることで利用者や事業者に無用な混乱が生じないよう配慮する。

金沢市の施策との整合性の確保

- 金沢市の地域の実情を踏まえたうえで,「金沢市地域包括ケアシステム推進基本構想」や「長寿安心プラン2012」に掲げた施策を推進するために、全国一律の基準よりも踏み込んだ対応が必要なものについて、独自の基準を設定する。

他の基準条例等との整合性に対する考慮

- 既に施行されている介護サービス事業者の基準条例と考え方が相違することのないように整合性を考慮する。
- 金沢市内を含む石川県内で広域的に事業展開している事業者の事業運営に混乱が生じないよう、石川県が制定する基準条例との整合性を考慮する。

市独自基準策定のための視点

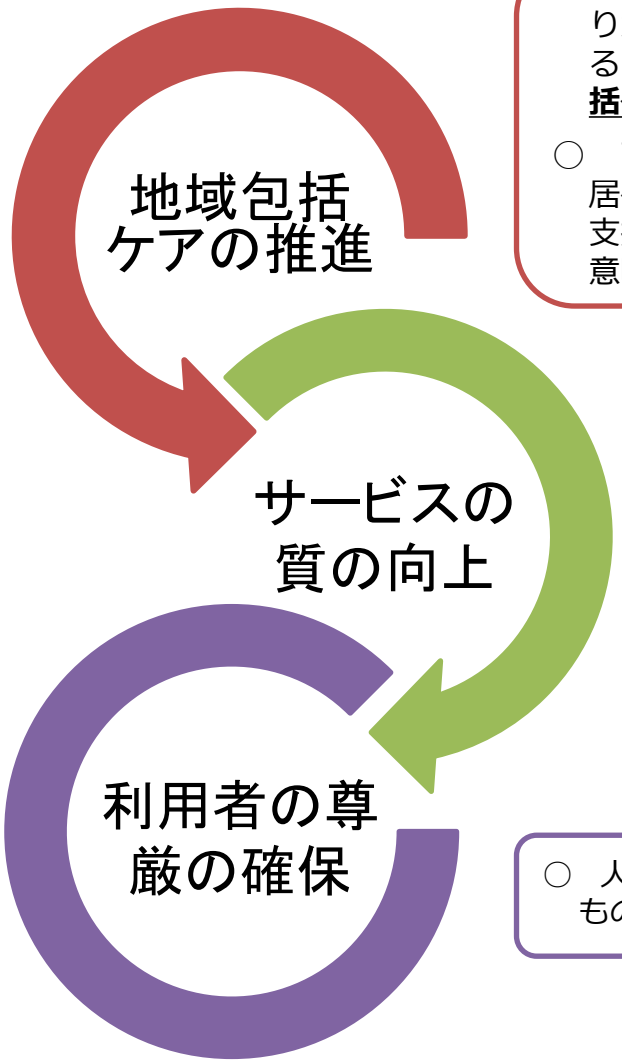

○ 「長寿安心プラン２０１２」においては、「多様化する高齢者像に対応し、一人ひとりが望む生活の場で安心して暮らし続けることができるよう、医療と介護の連携による、きれ目のないサービスの充実と居住環境の整備を進める」とし、いわゆる**地域包括ケアシステムを確立**することとしている。

○ 高齢者に対する地域包括ケアとは、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できる居住環境が整備された上で、地域において提供されうる医療・介護・予防・福祉等の支援が、その提供主体に関わらず、**利用者のニーズに応じて適切に提供される**ことを意味するものである。

多職種連携の担い手となる人材の育成

○ 介護保険制度は、利用者が事業者を自由に選択する仕組みとなっていることから、利用者が良質なサービスを選び、安心して利用できるようにすることが必要である。そのためには、供給されるサービスの量的確保だけではなく、**質の向上を図ることが重要**である。

暴力団員の排除、記録の整備

○ 人生の最期まで、**個人として尊重され、その人らしく暮らしていくこと**は誰もが望むものである。このことは、介護が必要になった場合も同じである。

人権の尊重と虐待防止

市独自基準項目（案）について

多職種連携の担い手となる人材の育成（研修）

- 職員に対する、他サービスや医療などの地域の社会資源の把握及び連携に関する教育機会を確保すること（義務）

暴力団員の排除

- 事業を行う関係者（代表者、役員及び管理者）は、暴力団員であってはならない。（義務）

記録の整備（保存年限）

- 記録の保存年限を「2年間」から「5年間」に変更する。（義務）

人権の尊重と虐待防止（研修）

- 職員に対する、人権擁護、虐待防止等に関する教育機会を確保すること。（義務）

居宅介護支援等の基準条例の施行までのスケジュール

関係事業者への意見聴取

（① 6月 6日 金沢市介護サービス事業者連絡会居宅介護支援部会
② 6月13日 金沢市地域包括支援センター長連絡会議）

↓

7月 9日 介護サービス向上専門部会

↓

8月 6日 金沢市介護保険運営協議会（専門部会報告）

↓

9月中旬頃 パブリックコメント（条例素案の公表と意見の募集）30日間

↓

12月頃 条例案議会への提案

↓

可決

↓

公布

↓

施行（平成27年4月1日）※

※第3次一括法により平成26年4月1日）から1年を超えない期間内においては、地方自治体の条例が制定施行されるまでの間は、省令によることができる経過措置あり。